

労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づく情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業に関わる情報を公開いたします。

1. 派遣労働者数

2025年6月1日付の人数 1人

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

2024年派遣先事業所数(実数) 1件

3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額

2024年労働者派遣に関する料金の額の平均額 30,640円

4. 派遣労働者の賃金の額の平均額

2024年派遣労働者の賃金の額の平均額 22,056円

5. 労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合(マージン率)

28.0%

【補足事項】

賃金以外の額は、社会・労働保険料、福利厚生・教育研修・サポート、事業運営等の費用で構成されております。

6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
有 協定の有効期間の終期：2026年5月15日	すべての派遣労働者

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口 06-6310-1421

教育訓練の内容

入社時：新規採用者派遣前訓練・業務の手順等に関する研修

入社後：設備機能研修・CAD研修基礎